

平成30年

第1回定例会

## 南多摩斎場組合議会会議録第1号

1月31日(水曜日) 南多摩斎場待合室212、213号室

出席議員(10名)

1番	伊藤 忠之	2番	石井 宏和
3番	谷沢 和夫	4番	細野 龍子
5番	伊地智 恭子	6番	池田 けい子
7番	坂田 たけふみ	8番	池田 英司
9番	古賀 壮志	10番	池田 利恵

出席説明員

管理者	石阪 丈一	副管理者	石森 孝志
副管理者	阿部 裕行	副管理者	高橋 勝浩
監査委員	石田 等	会計管理者	高階 康輔
八王子市		八王子市	
市民部長	伊比 洋司	斎場事務所長	森田 聖二
町田市		町田市	
市民部長	関口 高志	市民総務課長	岡田 成敏
多摩市		多摩市	
くらしと文化部長	松尾 銘造	くらしと文化部副参事	尾又 孝行
稲城市		稲城市	
市民部長	松本 葉子	市民課長	秋和 広子
日野市		日野市	
環境共生部長	小笠 俊樹	環境保全課長	長谷川 浩之

出席事務局職員

事務局長	藤田 明	主査	大川 直貴
主査	萩生田 淳	主任	小川 一夫
速記士	波多野 夏香		

1月31日(水) 議事日程

午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 報告第1号 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 第5 報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

- 第 6 報告第 3 号 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の専  
決処分の承認を求めることについて
- 第 7 第 1 号議案 平成 29 年度（2017 年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第  
2 号）
- 第 8 第 2 号議案 平成 30 年度（2018 年度）南多摩斎場組合会計予算
- 第 9 行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

---

会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

---

午後1時53分 開会

○議長（伊藤忠之） これより平成30年第1回南多摩斎場組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



○日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（伊藤忠之） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩斎場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

8番 池田英司議員

9番 古賀壮志議員



○日程第2

会期の決定

○議長（伊藤忠之） 日程第2、会期の決定を議題いたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日とすることに決しました。



○日程第3

諸報告

○議長（伊藤忠之） 日程第3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） ご報告申し上げます。

平成30年1月22日、管理者から平成30年第1回南多摩斎場組合議会定例会を1月31日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の報告案件3件、議案2件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知とあわせてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条の規定により、管理者に出席要求いたしました。

なお、本日、日野市長大坪副管理者は所用のため欠席との連絡を受けております。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤忠之） 事務局長の報告は終わりました。



○日程第4

報告第1号 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤忠之） 日程第4、報告第1号を議題いたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 皆様、こんにちは。どうぞよろしくお願いたします。

報告第1号 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、条例の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成29年12月22日に専決処分させていただいたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 管理者の補足説明を申し上げます。

本条例は、管理市である町田市に準拠して定めておりまして、町田市が条例改正を行いましたので、同じ内容で改正したものでございます。

改正内容につきましては、雇用保険法の一部改正に伴い、個別延長給付、地域延長給付及び移転費に相当する退職手当の支給に関する規定を整備するものでございます。

説明は以上です。

○議長（伊藤忠之） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第1号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって質疑を終結いたしま

す。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第1号 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） ご異議なしと認めます。よって本件は承認されました。



○日程第5

報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤忠之） 日程第5、報告第2号を議題いたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましても、条例の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成29年12月25日に専決処分させていただきます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 管理者の補足説明を申し上げます。

本条例につきましても管理市である町田市に準拠して定めており、町田市が条例改正を行いましたので、同じ内容で改正したものでございます。

改正内容は大きく2点ございます。

1点目につきましては、期末・勤勉手当の支給率を年

間で0.1月分引き上げ、現行の4.4月分から4.5月分に引き上げるものでございます。

また、支給率の改定に当たり、期末・勤勉手当に関する規定を本条例に一本化いたします。

2点目につきましては、部長級の職員及び再任用職員に適用される給料表を改めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（伊藤忠之） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第2号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） ご異議なしと認めます。よって本件は承認されました。



○日程第6

報告第3号 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤忠之） 日程第6、報告第3号を議題いたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 報告第3号 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましても、条例の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成29年12月25日に専決処分させていただきます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 管理者の補足説明を申し上げます。

本条例につきましても、管理市である町田市に準拠して定めており、町田市が条例改正を行いましたので、同じ内容で改正したものでございます。

内容につきましては、国の退職手当の見直し内容を踏まえた東京都の改正内容を参考に、退職手当の支給率などを改め、平均3.08%引き下げのため改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤忠之） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第3号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第3号 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） ご異議なしと認めます。よって本件は承認されました。



○日程第7

第1号議案 平成29年度（2017年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第2号）

○議長（伊藤忠之） 日程第7、第1号議案を議題いたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） それでは、ただいま上程されま

した第1号議案 平成29年度（2017年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ500万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,838万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、繰越金を平成28年度決算の確定によりまして増額し、組織市負担金を減額しました。

次に、歳出につきましては、議会費の増額及び総務費における職員手当等の人件費を減額いたしました。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 管理者の補足説明を申し上げます。

補正予算書の2ページ、3ページをごらんください。

第1表及び歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして概要をご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ500万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,838万5,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

初めに、歳入予算の繰越金から説明させていただきます。

第5款、繰越金2,299万5,000円は、平成28年度からの繰越金の確定によるものでございます。

この結果、第1款、分担金及び負担金を2,800万1,000円減額するものでございます。各組織市負担金の補正額内訳は5ページの説明欄のとおりでございます。各市の金額は、予算の関係もございまして円単位で表記させていただいております。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げます。

第1款、議会費6万8,000円の増額は、組合議員の任期に伴う議員報酬の増額でございます。

第2款、総務費507万4,000円の減額は、派遣職員の交代に伴う職員手当及び共済費等の人件費がほぼ確定したため減額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（伊藤忠之） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第1号議案 平成29年度（2017年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第8

第2号議案 平成30年度（2018年度）南多摩斎場組合会計予算について

○議長（伊藤忠之） 日程第8、第2号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、ただいま上程されました第2号議案 平成30年度（2018年度）南多摩斎場組合会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,137万8,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市からの負担金、組織市住民以外の方の火葬室使用料及び式場使用料等の斎場使用料などがございます。

歳出につきましては、火葬や式場にかかわる所要の経費、施設の維持管理経費、人件費などを計上いたしました。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） それでは、管理者の補足説明を申し上げます。

予算書の4ページ、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、概要をご説明いたします。

平成30年度予算といたしまして、歳入歳出予算の総額

はそれぞれ3億4,137万8,000円でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございます。

第1款、分担金及び負担金につきましては、市負担金として2億3,675万円を計上させていただきました。負担金の内訳は、7ページの説明欄でございますように、運営経費と公債費の償還にかかわる式場棟増築費から構成されております。

負担金内訳は、各市の予算との関係から円単位で表記しております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

第2款、使用料及び手数料でございます。

項の1、使用料、目の1、斎場使用料1億334万6,000円につきましては、説明欄でございますように、組織市住民以外火葬室使用料を2,167万円、式場使用料を7,789万円、霊安室使用料を378万6,000円、それぞれ計上いたしました。

内容でございますが、前回の議会で報告させていただきました平成30年度南多摩斎場組合事業運営計画でお示ししたとおり、火葬件数につきましては、平成28年10月から平成29年9月までの火葬実績を踏まえた7,242件をもとに組織市住民以外の火葬室使用件数を見込みました。

次に、式場使用料でございますが、第一式場につきましては平成28年10月から平成29年9月までの実績の98%、第二、第三式場につきましては実績とし、第一式場は282件、第二式場は298件、第三式場は299件といたしました。また、霊安室の有料利用日数は1,220日といたしました。

目の2、総務使用料37万8,000円は、売店使用料などの行政財産使用料でございます。

第5款、諸収入90万2,000円は、空きビン売却料などでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出予算をご説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

第1款、議会費245万2,000円につきましては、議員報酬、議会時の筆耕翻訳料などでございます。

第2款、総務費、項の1、総務管理費5,894万7,000円につきましてはご説明いたします。

目の1、一般管理費、節の1、報酬679万9,000円は、特別職の報酬及び嘱託職員の報酬でございます。

節の2から節の4の給料、職員手当等、及び共済費は、組合職員5名の人件費でございます。

節の7、賃金321万7,000円は、受付事務の臨時職員の賃金でございます。

節の11、需用費113万円は、事務用消耗品、埋葬許可書等の印刷製本費などでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

節の12、役務費28万3,000円は、電話代、インターネット接続料などの通信運搬費、及び公用車の任意保険料などでございます。

節の13、委託料339万1,000円は、インターネット受付システム保守点検業務委託料、町田市への会計事務委託料、地方公会計支援業務委託料などでございます。

節の14、使用料及び賃借料143万2,000円は、複写機やビジネスホンの借上料などでございます。

節の25、積立金75万7,000円は、南多摩斎場組合職員退職手当基金条例に基づきまして職員給料の4%を積み立てるもので、あわせて利子も計上しております。

項の2、監査委員費30万1,000円は、監査委員2名の報酬などでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第3款、衛生費2億4,315万3,000円につきましてご説明いたします。

項の1、保健衛生費、目の1、斎場費、節の11、需用費につきましては、説明欄にございますように、消耗品費のほか、火葬炉に使用する灯油代等の燃料費が3,342万2,000円、火葬棟、待合棟、式場棟の管理運営に要する電気代や水道代などの光熱水費が2,100万円でございます。

また、修繕料6,111万5,000円は、毎年計画的に実施しております火葬炉台車ブロック16台分の取りかえや電気集じん機などの火葬炉にかかる修繕のほか、待合棟などの建物の修繕に係る経費でございます。

節の13、委託料1億2,215万1,000円は、火葬業務及び火葬棟、待合棟、式場棟の維持管理にかかる経費でございます。

主なものでございますが、火葬業務委託料6,428万2,000円、待合室接待業務委託料1,369万9,000円、庭園管理業務委託料694万6,000円、清掃業務委託料1,020万6,000円などで、そのほかは説明欄に記載のとおりでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

第4款、公債費3,552万5,000円は、式場棟増築工事費の地方債償還元金及び利子でございます。

なお、公債費につきましては平成30年度で全て償還完了となります。

第5款、予備費は100万円を計上させていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤忠之） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

2番 石井宏和議員。

○2番（石井宏和） それでは、15ページの委託料の項目について少しお聞きしたいと思います。

新しく高木剪定業務委託料が入られたということになると思いますが、これはどうした判断でというのか、何か新しいことを受けたというものでしょうか。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 説明欄の委託料の中の上から3段目、庭園管理業務委託料がございまして、今回の一番下を書いてございます高木剪定業務委託料につきましては、そこには入っていない特別なものでございます。具体的に言いますと、正門から入ってケヤキが何本かあるんですけども、その剪定を行うということでございます。これは、今回初めて実施するというところでございます。

○議長（伊藤忠之） 2番 石井宏和議員。

○2番（石井宏和） ということは、これまではどうやっていたのかというのか、何か違いがあるということなんでしょうか。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 今までは実施しておりません。今回初めてということでございます。

○議長（伊藤忠之） 2番 石井宏和議員。

○2番（石井宏和） ちなみにですが、それは町田さんでやっていらっしゃる堆肥化とか、そういうところに使われたりするんでしょうか。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） ここは一部事務組合ということで、南多摩斎場独自で当然業者も選定しておりますし、残ったというのか、剪定したものについては、どこに行くか、それについては知り得ないということでございます。

○議長（伊藤忠之） 2番 石井宏和議員。

○2番（石井宏和） ありがとうございます。

それと同じ委託料で除雪作業業務委託料がありまして、前年度と同じ予算になっているかと思いますが、ことしは大雪もありまして、かなり皆様ご苦労されたことと思います。どれだけのものを想定されているのかとい

うのが1つ。

また、今、通ってきたんですが、道路などがかなり危険な状況だと感じましたが、そのあたりも大丈夫なのかというのをあわせてお聞かせいただきたく思います。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 実際に55万円という金額を計上させていただきました。ただ、実際に先週大分降りました。この場で申すのはあれなんです、実際には40万円ほどかかっています。

この予算の根拠については、敷地がかなり広いものですから、駐車場と、あと主なものは、一番メインの火葬棟の前をきれいにするというので、これは業者からの見積もりで計上している数字でございます。

道路につきましては、来るときに大分凍結してありました。そこは八王子の市道でございます、私どものほうからも八王子市さんにはお願いしているんですが、先日、塩カルのほうはまいたということを知っていますので、雪が降らなければ、じきに溶けるのではないかと考えております。

○議長（伊藤忠之） 2番 石井宏和議員。

○2番（石井宏和） 大雪がもっとあればそれに対応も当然されるということだと思います。ありがとうございます。

それと、1つ、リニア新幹線のことをお聞きしたいんですが、町田市議会でのやりとりなどを拝見しますと、このすぐ近くに、裏のところに上小山田の立て坑というのができると。土地の取得も済んでしまって、間もなく進まれるのかということになるかと思いますが、議会でのやりとりの中でも近隣施設からの意見をちゃんと聞くとかというようなことのやりとりもあったと思いますが、それはこちらの斎場のほうには来られているのでしょうか。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 実際に測量するときに、当然作業員が駐車場を使うということで、その際の駐車場は提供しております。

また、それ以外については、ちょっと私どもは知り得ないということでございます。

訂正させてください。2度ほどJ R 東海の方が説明に来たということでございます。

○議長（伊藤忠之） 2番 石井宏和議員。

○2番（石井宏和） そのさまざまな反対されている方の意見やら、市議会でのやりとりなどを聞いておりますと、やっぱりかなり巨大なものですから、30メートル直

径があって、深さがあって、そこからトンネルを掘るかもしれないということも言われていて、かなり残土が出てくるだろうと。それをこちらのほうにも新しく道をつくって尾根幹線のほうに運ぶのかなというようなこともやりとりされていると思うんですが、そうなりますと、多分ここの交通にも少しかかわってくるのかなと。今でも、お聞きするところによると、時々大きな葬儀などがあった場合など渋滞することもあると。本当に苦労されているというお話も伺っておりますので、その交通問題についての影響などはないのでしょうか。

○議長（伊藤忠之） 石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 私も直接立て坑というか、非常口の工事の内容についてJ R 東海さんからお話は聞いておりませんが、職員のほうから事情聴取いたしましたところ、新しく廃土を運搬する道路をまず建設するというのでございまして、恐らく新しくつくるほうは尾根幹線の側に接続させるという道路計画になると思います。その詳しい線形はまだ決まっていませんで、地権者も含めて協議中であるということまでは聞いております。

○議長（伊藤忠之） 2番 石井宏和議員。

○2番（石井宏和） 本当に巨大な工事で、そこから工事車両がどんどん行き交うようなことになってしまいますと、ここの斎場の前も、もし通ったりすると大変なことになると思いますので、斎場としても、ぜひそうならないように求めていただきたく思います。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤忠之） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） 2点ほどお伺いさせていただければと思います。

基本的に、公を名乗るものに関しては効率的な経営とか運営とかということが、ここ近年と言わずずっと求められているわけでありましたが、本年度の予算立てをする中で、この最小の経費で最大の効果をというように基本に基づいて、どのような予算編成に例年に比べて気を使っていたかというようなことに関して1点お伺いさせていただきたいと思います。

2点目でございます。2025年をめどに、全国的な数値で考えますと四国2つ分の人口が減って、また、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という、全世界的な人口動態の動き方としても非常に特殊な状況に日本が大きく突入していく状況であることは周知の上かというふうに思います。

そういった前提で考えてまいりますと、逆に人口が収

束していくということもなくなっていく、あるものがなくなっていくということなので、そういった意味では、こちらの活用度というか、活躍度というか、反比例して増してくるわけでございます。その辺の2025年に向けての南多摩斎場での今後の計画、そして、ここは数市にわたって運営を提供しているわけでありますので、その辺の見込みに関して、各市町村に対してどのような情報共有をしているのか、その辺のところがもしわかれば、教えていただきたいと思っております。

以上2点、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 2点、ご質疑をいただきました。

まず1点目、最小の経費で最大の効果ということでございますが、一番大きいところは、ことしの10月を予定しているんですが、インターネット受付システムという職員が実際に携わらない、インターネットで受け付けができるようにということで、そういった面では人件費が削減されるようになるということで今回の予算も計上しております。その辺が大きな点でございます。

次に、2025年に向けての各5市との情報共有ということですが、これは議会の前に部課長会というのを開いておりますので、その場で各市持ち寄った情報交換をしておりますので、その中で、こういった当斎場が直面している課題等を各市に情報共有しているということでございます。

○議長（伊藤忠之） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） ありがとうございます。

まず1点目でございます。人件費削減のためにインターネットを導入するというような方向性でお考えになっているということが今年度の予算立ての一番大きい特徴かということだというふうに思うんですが、人件費というのは基本的にすぐに削減できるものではないということが非常に悩ましいところでもあると思っております。今後の方向性としては、そういった大きな、長期的に見た削減効果とともに各それぞれの分野において今年度はどのような努力をしたかという努力目標を各仕事内容の中で立てていきながら全体の経費を圧縮していくというようなことが少し数値でわかるような形でご説明いただくと非常にありがたいかなというふうに思っている次第でございます。1点目はそれで、要望も含めて今後のあり方としてご検討いただくとありがたいかと思っております。

2点目に関しては、市それぞれの状況がということでありますけれども、同様に、多分同率でそんなに各市

とも大きな割合で隔たりがあって人口が減っていくという形ではなく、似たり寄ったりという形で人口が減ると同時に、こちらが減った分、活況になっていくというか、仕事をしていかなければならない量がふえていくという状態だと思います。

その辺の各市のシミュレーションと、こちらのほうで消化できるという言い方がふさわしいかどうかは、今うまい言葉が浮かんでこないんですけども、適正に対応できる数とのバランスをシミュレーションしていただく中で、少し議員の方にもそれぞれの市の状況というもの理解できるような形である程度提供いただけるような資料もいただくと、今後活用のしようもあるかなというふうに思いますので、その辺もあわせもって予算のときに少し提供いただくと非常に検討しやすいかと思っておりますので、これもまた質問というよりも要望を重ねて、意見として発言させていただきました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（伊藤忠之） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第2号議案 平成30年度（2018年度）南多摩斎場組合会計予算を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○日程第9

行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

○議長（伊藤忠之） 日程第9、行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告についてを議題といたします。

本件について、管理者から説明を求めます。

藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） それでは、南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果について、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。

本調査の目的は、火葬に伴い発生する排ガス、集じん灰、残骨灰中のダイオキシン類等の有無を調査し、周辺環境の保全及び職員の健康管理に寄与するため実施するものでございます。

調査項目及び調査対象物は、ダイオキシン類が排ガス、集じん灰、残骨灰を、また、排ガスにつきましては、ばいじん濃度、塩化水素濃度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度を調査いたしました。

調査対象物は、当斎場には1号炉から12号炉まで12炉あり、毎年計画的に2炉ずつ実施しておりますが、今年度は2号炉と12号炉を調査いたしました。

調査日は、平成29年11月17日、調査業者は、ユーロフィン日本環境株式会社で行いました。

調査結果は中段部分の表のとおり、ダイオキシン類は削減対策指針値をクリアしております。また、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度につきましては、火葬場における指針値がございませんので、大気汚染防止法の廃棄物焼却炉の規制値を準用したものでございますが、その結果、いずれも規制値を下回っております。

ご承知のとおり、ダイオキシン類が発生するのは、棺の中に入れられる副葬品、特にプラスチック製品が影響していると推測しております。ご利用者の方には、これからも引き続き副葬品の自粛協力をお願いしまして、ダイオキシン類の発生防止の徹底に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤忠之） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって質疑を終結いたします。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって平成30年第1回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 伊 藤 忠 之

署名議員 池 田 英 司

署名議員 古 賀 壮 志